

安土文芸の郷 体育施設の利用にあたって（遵守事項）

全施設について

1. 使用時間には、利用者による準備、後片づけと清掃、鍵の貸し出し、返却も含んでいます。
2. 所定の場所以外での喫煙は禁止です。決められた場所をお願いします。
3. 酒を帯びての利用や持ち込みは、固くお断りいたします。
4. 許可を受けていない「火気使用」、または施設内での「販売行為」は禁止です。ただし、事務局が許可した販売物についてはその限りではありません。
5. 施設・設備等の破損等が起こった場合は、速やかに報告の上、破損届をご提出ください。
※相当額を弁償していただく場合がありますので、お気をつけください。
6. 使用にあたっては、現状復帰をお願いします。
※施設使用後は、時間内に清掃、整備を行い、ゴミは持ち帰りください（トイレや観客席も含まれます）。確認後、使用点検表を提出してください。
7. ラケット、ボール、石灰、チョークなど消耗品は各々で持参してください。
8. 使用管理上にあたっては、係員の指示に従ってください。
9. 施設使用申込等の窓口での手続きは、原則、執務時間中“開館日の午前9時から午後5時まで”に行ってください。

駐車場について

1. 体育施設利用の方の駐車場は、体育館西側（道路側）とグラウンド南側です。文芸セミナーヨ前には駐車しないでください。あらかじめ各使用団体内でご周知をお願いします。
2. 大会等、駐車場を多くが利用する場合は、駐車場誘導係員を配置ください。
3. 文芸の郷施設の駐車場は22時で完全閉鎖されますので、遅れないように退出してください。

その他

1. 火災、盗難、事故等には十分気をつけてください。（駐車場合）
2. 呼び出し等は、利用者（大会主催者）の方で行ってください。

あづちマリエート・文芸の郷練習場の使用について

1. あづちマリエートの開館時間は午前9時から午後10時までです。文芸の郷練習場の開館時間は午前9時から午後9時30分までです。時間外の利用はご遠慮ください。
2. 土足は厳禁です。室内履きをご持参ください。
3. アリーナ内での飲食は原則禁止です。
4. ハンドボールやドッジボール、フットサル等、壁を損傷するおそれのある行為や運動等は禁止します。
5. アリーナの分割使用の場合は、係員の指定した場所を使用してください。
6. アリーナ内において、パイプ椅子等を設置する場合は、シートを敷いてください。
7. 使用後の清掃については、2階観覧席やトイレも含みます（モップがけ、掃除機）。
8. 文芸の郷練習場はあづちマリエートの裏の別棟の建物ですので、使用前に鍵を事務所で借りてください。使用後は点検の上、返却してください。
9. ラインテープは、必ずマリエート指定のものをご使用ください。事務所でも販売しています。
（直線テープ（白色）は、京都スポーツ・テープのast アストラインテープ
ライン消しテープ（薄茶色）は、株式会社アダチョーのADR-8を販売しています）
10. コンセント等の付属設備の使用については、別途使用料が必要です。コンセントの使用を希望される方は、あらかじめ事務所にお申し出ください。
※携帯電話等の充電はしないでください。
※模擬店で飲食物等を作られる場合や、楽器のアンプ等、消費電力の大きい製品を使用される場合には、電気使用料を頂きます。

グラウンド・テニスコートのご利用について

1. 鍵・ハンドル（テニスコート）は使用前に事務所の「鍵貸出簿」に記入の上、借りて開閉してください。
※早朝から使用される場合は、前日の執務時間中にご来館ください（休館日の場合は、さらにその前日）。
あづちマリエートの貸館時間は午前9時から午後10時ですが、事務の執務時間は9時～17時です。
2. マイクを使用される場合は、事前にお申し出ください。
安土文芸の郷施設の付属設備マイクと周波数チャンネルが重なる場合は、**使用いただけません**。
※あづちマリエート <マイク周波数チャンネル：11番と13番>
※文芸セミナーヨ <マイク周波数チャンネル：30番代すべて>
3. ナイター照明を使用される場合は、当日の使用前にバーコードのついた用紙をお渡ししますので、それぞれ備え付けのバーコードリーダー（読み取り機）にかざして登録してください。
 - ・使用開始時間の30分前より予約の読み取りが可能です。
※1回かざすと登録（点灯または、点灯予約）、2回かざすと取り消し（消灯）されます。
※都合により使用を中断する場合や、天候による中断の場合は取り消しを行い節電にご協力ください。
 - ・ナイターの点灯時間は、予め使用時間が用紙に記録されていますので、登録操作に時間にかかわらずお申し込みの使用時間どおりに点灯または、消灯します。
終了後は残置灯が点灯しますが、それまでにコート整備等あと片づけを行い必ず終了するようにお願いします。
 - ・ナイター照明の使用は、**21時まで**です。
4. 使用後は、トンボ（または、ブラシ）をかけ、必ず現状復帰をお願いします。
5. 施錠点検後、鍵・ハンドル（テニスコート）、ナイター照明しようの場合はバーコード読み取り用紙を、**使用時間内に返却**してください。
6. **雨天時**など、現状復帰できない場合は速やかに使用を中止し、**事務所へ報告**してください。
7. 当日のナイター使用の申し込みは17時までです。17時以降の申込はお断りしています。

申請・使用料についてのご注意

1. 使用料、冷暖房料金については、別表「文芸の郷体育施設料金表」に基づいてお支払いください。
※空調使用料については、各部屋ごとに1時間単位となっていますので、使用時間を報告ください。
2. 付帯設備・備品等、その他の使用については、実費相当額をお支払いいただきます。
3. 市内料金につきましては、使用者全員が市内在住、在勤されている場合のみ適用されます。
4. 使用を中止（キャンセル）、変更される場合は、必ず書面にて申請してください。
※**通常申請での、使用のキャンセルまたは変更される場合は、10日前までに必ず「使用変更」等の書面にて申請してください。**（10日前が休館日であれば、その前日までをお願いします。）
キャンセル、変更されても返金出来ない場合がありますのでご注意ください。
※**事前申請については、使用予定日の前々月（2ヶ月前）末日を過ぎるキャンセルについては原則返金出来ませんのでご注意ください。**
5. グラウンドやテニスコートが雨天等で使用できなかったと判断できる場合には、**使用料は還付**いたしますので**必ず連絡**をお願いします。（連絡のない場合は、還付できませんのでご注意ください。）
還付手続きは、**使用予定日の翌月末までに所定の手続き**をお願いします。期日は厳守してください。

お知らせ ★平成30年度から…

- 毎月の使用希望調査の締切日が変更になります。
クラブ活動の練習日などの申し込みについては、2ヶ月前の月の1日～20日の17時までに翌々月（2ヶ月後）の「使用希望調査表」を提出してください。

◎上記の注意書きを守られない場合は、使用許可を取り消す場合もありますので、必ず守っていただきますようお願いいたします。

（公財）安土町文芸の郷振興事業団 近江八幡市指定管理者
【体育施設についてのお問い合わせ先】あづちマリエート（体育館）
〒521-1321 滋賀県近江八幡市安土町桑実寺773番地
電話：（0748）46-2645 FAX：（0748）46-3238